福島県社会福祉課からのお知らせ

生活保護法改正に伴うはり師及びきゅう師の指定について

平成26年6月

はり師及びきゅう師の皆様には、日頃より生活保護法による医療扶助の適正な実施に御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

今般、平成 26 年 7 月に生活保護法が改正され、指定施術機関の指定事務について見直されたことに伴い、はり師及びきゅう師についても、都道府県知事(中核市にあっては市長)による指定を受ける必要があります。

よって、現行の生活保護法における運営要領の規定により施術(はり・きゅう)を担当するはり師及びきゅう師として登録されている方は、新たに法第55条第1項の規定による指定を受ける必要があり、施行日(平成26年7月1日) までに別添の指定申請書等を御提出いただかないと、平成26年7月1日以降の施術(はり・きゅう)を行うことがきませんので、お早めに指定施術機関の所在地(施術機関を開設していない場合は、施術者の住所地)を所管する福祉事務所(下記参照)へ御提出いただきますようお願いいたします。

1 法改正による指定施術機関制度等の見直し内容について

- ・ <u>指定要件</u>(生活保護法第 55 条第2項において読み替えて準用する法第 49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。) 及び第3項各号)及び<u>指定取消要件</u>(法第 55 条第2項において読み替えて準用する法第 51条第2項各号(第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。))について規定されました。
- ・ 過去の不正事案にも対応できるように、指定施術機関であった者についても、必要と認める事項の報告又は実地検査等を行えることが規定されました(法第55条第2項において読み替えて準用する法第54条)。
- ・ 指定施術機関が偽りその他不正な手段により施術の給付に要する費用 の支払いを受けた場合は、その返還額のほか、100分の40を乗じた額以 下の金額を徴収することができるものと規定されました(法第78条第2 項)。

2 指定施術機関制度

迅速な保護の決定のため、福祉事務 所が依頼する施術給付要否意見書 等の作成に御協力をお願いします。

生活保護法第55条第1項の規定により、医療扶助を担当する施術機関等は県知事(中核市にあっては市長)による指定を受ける必要があります。

指定を希望する場合は、指定申請書等を当該施術機関等の所在地(施術機関を開設していない場合は、施術者の住所地)を所管する福祉事務所(下記参照)に提出してください。

施術機関等の名称や所在地等を変更した場合は、変更届が必要になります。

指定申請書等の様式は、福島県社会福祉課<生活保護関連>のホームページからダウンロードすることができます。



●指定施術機関の義務●

指定施術機関は、生活保護法及び指定医療機関医療担当規程等の定めるところにより、施術を必要とする被保護者の施術を担当しなければならないとされています。

詳しくは「指定医療機関等の手引」(当課HPに掲載)を御覧下さい。

お問い合わせ先

〒960-8670 (住所の記載を省略できます) 福島県保健福祉部社会福祉課 (生活保護担当) 電話024-521-7323 FAX024-521-7917 メールアドレス shakaifukushi@pref.fukushima.lg.jp

【中核市を除く市及び町村】

福祉事務所名		所在地		電話	番号
市福祉事務所	福島市福祉事務所	〒960-8111 福島市	5五老内町 3 - 1	024-535-1111	(内 3514)
	会津若松市福祉事務所	〒965-0871 会津港	吉松市東栄町3番46号	0242-39-1292	(直)
	白河市福祉事務所	〒961-8602 白河市	5八幡小路 7-1	0248-22-1111	(内 2726)
	須賀川市福祉事務所	〒962-0054 須賀川	市牛袋町 5	0248-88-8113	(直)
	喜多方市福祉事務所	〒966-8601 喜多力	5市御清水東 7244-2	0241-24-5228	(直)
	相馬市福祉事務所	〒976-8601 相馬市	5中村字大手先 13	0244-37-2205	(直)
	二本松市福祉事務所	〒964-8601 二本村	公市金色 403-1	0243-55-5111	(内 282)
	田村市福祉事務所	〒963-4393 田村市	5船引町字馬場川原 20	0247-81-2273	(直)
	南相馬市福祉事務所	〒975-8686 南相馬	馬市原町区本町 2-27	0244-24-5243	(直)
	伊達市福祉事務所	〒960-0692 伊達市	方保原町舟橋 180 番地	024-575-1264	(直)
	本宮市福祉事務所	〒969-1192 本宮市	市本宮字万世 212	0243-33-1111	(内 129)
県福祉事務所 (町村域を所管)	県北保健福祉事務所	〒960-8012 福島市	5御山町 8-30	024-534-4301	(直)
	県中保健福祉事務所	〒962-0834 須賀川	市旭町 153-1	0248-75-7812	(直)
	県南保健福祉事務所	〒961-0074 白河市	5郭内 127	0248-22-5483	(直)
	会津保健福祉事務所	〒965-0873 会津港	吉松市追手町 7-40	0242-29-5281	(直)
	南会津保健福祉事務所	〒967-0004 南会津田	町田島字天道沢甲 2542-2	0241-63-0307	(直)
	相双保健福祉事務所	〒975-0031 南相馬	馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1136	(直)

【中核市】

福祉事務所名	所在地	電話番号	
郡山市福祉事務所	〒963-8601 郡山市朝日 1-23-7	024-924-2611(直)	
いわき市保健福祉部保健福祉課	〒970-8686 いわき市平字梅本 21	0246-22-7450(直)	
平地区 保健福祉センター	〒970-8686 いわき市平字梅本 21	0246-22-7459(直)	
小名浜地区 保健福祉センター	〒971-8162 いわき市小名浜花畑町34-2	0246-54-2111 (内 5168)	
勿来・田人地区 保健福祉センター	〒974-8232 いわき市錦町大島1	0246-63-2111(内 5379)	
常磐・遠野地区 保健福祉センター	〒972-8321 いわき市常磐湯本町吹谷 76	0246-43-2111(内 5581)	
内郷・好間・三和地区 保健福祉センター	〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田 191	0246-27-8693(直)	
四倉・久之浜大久地区 保健福祉センター	〒979-0201 いわき市四倉町字西 4-11-3	0246-32-2114(直)	
小川・川前地区 保健福祉センター	〒979-3122 いわき市小川町高萩字下川原 15	0246-83-1329(直)	

【県庁】

保健福祉部社会福祉課	〒960−8670	行自士长事中 0 16	024-521-7323 (直)
(生活保護担当)	1 900-0070	福島市杉妻町 2-16	024-521-7323(直)

様式第74号の1

生活保護法等指定 助產機関•施術機関 指定申請書

生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によることとされる同法の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

の日立の人扱に因うの間	(フリガナ)
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
	
,	
住所	
	Tel () —
開設している(勤務してい	(フリガナ) 名
る)助産所又は施術所の 名称	称
開設している(勤務してい	
る) 助産所又は施術所の 所在地	在
	Tel () —
業務の種類	助産 ・ あん摩マッサージ指圧 ・ はり ・ きゅう ・ 柔道整復
平成 年 月	日
福島県知	事
	4- =

福 島 県 知 事 〒 - 住所

中請者

「LL() - 氏名

印

様式第74号の1(裏面)

注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する福祉事務所を経由して知事に提出してください。
- 2 免許証の写しを添付してください。
- 3 貴機関が指定された場合には、福島県告示等により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 標題の「助産機関・施術機関」の部分は、助産機関・施術機関のいずれかを○で囲んでください。
- 2 「氏名」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の氏名を記載してください。
- 3 「生年月日」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の生年月日を記載してください。
- 4 「住所」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の住所を記載してください。
- 5 「業務の種類」は、該当するものを○で囲んでください。

(生活保護法指定助產機関·施術機関指定更新申請書別添様式)

生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)に該当しない旨の誓約書

福島県知事

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)の規定に該当しないことを誓約します。

住所(所在地)氏 名

囙

(誓約項目)

生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)の規定関係

1 第2項第2号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者(以下「申請者」という。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

2 第2項第3号関係

申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

- ※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定
 - 1 児童福祉法 (昭和22年法律第164号)
 - 2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)
 - 3 栄養士法 (昭和 22 年法律第 245 号)
 - 4 医師法 (昭和 23 年法律第 201 号)
 - 5 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
 - 6 保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号)
 - 7 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
 - 8 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号)
 - 9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 11 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号)
- 12 薬事法 (昭和 35 年法律第 145 号)
- 13 薬剤師法 (昭和 35 年法律第 146 号)
- 14 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- 16 柔道整復師法 (昭和 45 年法律第 19 号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号)
- 18 義肢装具士法 (昭和62年法律第61号)
- 19 介護保険法 (平成9年法律第123号)
- 20 精神保健福祉士法 (平成9年法律第131号)
- 21 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- 24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)

3 第2項第4号関係

申請者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること。

4 第2項第5号関係

申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

5 第2項第6号関係

申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。) までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。) で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第2項第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。